

各ワーキング・グループで更に精査・検討を要する提案事項(案)

1. 平成 26 年 2 月 8 日から 3 月 31 日までに所管省庁から回答を得た提案事項、91 件について、規制改革会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行ったところ、各ワーキング・グループで更に精査・検討を要すると認めたものは次のとおり。

雇用ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	別添の該当 ページ
① 専門的業務型裁量労働制の適用要件の緩和と適用範囲の拡大	○	1
② 週休 2 日制の場合のフレックスタイム制における法定労働時間枠の変更	○	2
③ フレックスタイム制度の清算期間（1 か月以内）の延長	○	3
④ 企画業務型裁量労働制に関する対象業務・労働者の拡大	○	4
⑤ 企画業務型裁量労働制に関する手続きの見直し・簡素化	○	5
⑥ 36 協定の特別条項に関する基準の廃止	○	6
⑦ 労働時間に関する規制の緩和	◎	7
⑧ 「時間外労働・休日労働に関する協定届」「就業規則」の一括届出時における配送作業の簡素化	○	7
⑨ 「企画業務型裁量労働制」の決議届の本社一括届出化	○	8
⑩ 「企画業務型裁量労働制」の定期報告の本社一括報告化	○	9
⑪ 企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大	○	10
⑫ 平成 24 年派遣法改正事項の見直し（日雇禁止）	○	11
⑬ 平成 24 年派遣法改正の見直し（離職後 1 年以内の受入禁止）	○	12

創業・IT 等ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	別添の該当 ページ
① 住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化及び窓口の一本化	◎	13
② 住宅付置義務制度・開発協力金負担等の見直し	○	14
③ 地熱エネルギー開発に係る国有林等に関する許認可手続きの効率化	○	15

農業ワーキング・グループ関係

	チー ム (案)	別添の該 当 ペー ジ
① 農業協同組合に対する金融庁検査について	○	16
② 市街化調整区域等における農家レストランの設置	◎	17
③ 6次産業化のための地域ファンド（サブファンド）に対する農林漁業者の過半出資の要件緩和	◎	18
④ わが国漁業・水産業を真の成長産業にするための科学的根拠に基づく資源管理制度の抜本的な見直し	○	19

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

	チー ム (案)	別添の該 当 ペー ジ
① 日本に代理人を有しない外国人が、在留資格認定証明書の交付を申請する際の規制を緩和していただきたい。	○	21
② 特定電気用品の適合性検査の国際規格代用許可のお願い	○	22
③ シードロットシステムおよびワクチンの国家検定の見直し	○	23
④ 市販を前提とする暗号装置等の輸出等に係る許可不要化	○	24

※「◎」：各ワーキング・グループの検討項目（既に検討に着手したものも含む）とそれに関連する提案事項

「○」：◎以外の提案事項のうち、まずは事務局が内容精査を進め、精査した結果について、各ワーキング・グループに報告することが適当と考えられる提案事項

2 上記以外の提案事項について

上記以外の提案事項については、引き続き、ホットライン対策チームの精査・検討対象とし、必要に応じ各ワーキング・グループにおいて対応する。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：1

受付日：平成25年10月22日	所管省庁への検討要請日：平成25年12月24日	回答取りまとめ日：平成26年3月31日
-----------------	-------------------------	---------------------

提案事項	専門的業務型裁量労働制の適用要件の緩和と適用範囲の拡大
具体的内容	<p>現行制度は、専門的業務型裁量労働制の適用が実際にはあまりできない内容となっている。専門的業務型裁量労働制の適用要件の緩和と適用範囲の拡大を行うことによって、時間管理にそぐわない業務において多様な働き方を実現され、従業員の能力・発想がよりよい形で引き出され、企業の業績の向上が図られる。</p> <p>具体的には、以下の(1)～(3)の改革を行うべきである。</p> <p>(1)専門的業務型裁量労働制の対象業務を拡大する。(例：インターネット事業者において、営業・管理以外のサイト制作業務に携わる者を広く対象とできるようにする。)</p> <p>(2)専門的業務型裁量労働制の導入要件を、「対象労働者の同意」に緩和する。</p> <p>(3)過重労働を防止するための規定を整備する。</p>
提案主体	(一社)新経済連盟
	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>専門業務型裁量労働制の対象となるのは、「業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なものとして厚生労働省令で定める業務」とされており、厚生労働省令で定める業務のうち具体的にどの業務について本制度を適用するかについては、各事業場における業務の実態等について熟知している労使間で協議し、労使協定で定めることとされています。</p> <p>なお、則第24条の2の2第2項の規定により、専門業務型裁量労働制の対象業務に該当し得る業務を定めています。</p>
該当法令等	労働基準法、労働基準法施行規則、平成9年労働省告示第7号
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>労働時間法制については、「日本再興戦略」において、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、企画業務型裁量労働制を始め、総合的に議論し、1年を目途に結論を得ることとされており、平成25年9月以降労働政策審議会労働条件分科会において検討を進めているところです。見直しにあたっては、事業活動の柔軟性確保とともに労働者の健康や生活時間の確保の観点を十分踏まえて対応していく必要があると考えます。</p> <p>なお、労働政策審議会の労働時間法制の検討においては、「企画業務型裁量労働制とフレックスタイム制の見直し」を主な論点として考えており、具体的には、第107回(1月15日)及び第111回(4月3日)労働政策審議会労働条件分科会において、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等の弾力的な労働時間制度について総合的に議論いただいたところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

受付日: 平成25年10月22日 | 所管省庁への検討要請日: 平成25年12月24日 | 回答取りまとめ日: 平成26年3月31日

提案事項	週休2日制の場合のフレックスタイム制における法定労働時間枠の変更
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>週休2日で1ヵ月単位のフレックスタイム制を運用する場合には、1ヵ月の法定労働時間の枠は、週40時間を基準とし暦日数から逆算した時間ではなく、週休日を除いた所定就業日数に1日8時間の法定労働時間を乗じて計算する方式に変更すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>週休2日でフレックスタイム制を運用する場合、曜日の巡りによっては、法定労働時間数（8時間）どおりに勤務したとしても、一定時間を時間外労働扱いとしなければいけない月が発生する。こうした状況を回避するために、平成9年3月31日基発228号の通達により、「①週休2日で、かつ、②29日を起算日とする7日間の実労働時間が40時間を超えず、③各日の労働時間がおおむね8時間以下等という要件を満たす場合に限り、時間外として扱わない」こととされている。このため、制度運用上、暦日数の多い月でフレックスタイムの除外日の設定などの対応が必要になってくる。しかし、基発228号では、29日を起算日とする7日間は時間外労働を行なうことができない。また、全労働日にわたり労働時間がおおむね8時間以下という要件は曖昧であるとともに、フレックスタイム制においては暦日31日で週休8日の月は、フレックスタイムを適用しない日を設けるなど実質的にフレキシブルな運用ができない。フレックスタイム制は、実労働時間の削減・通勤時の混雑回避・育児社員の支援等、労働者のニーズに合致した制度であるにもかかわらず、上記の制約が運用を煩雑なものにし、制度導入の阻害要因となっている。</p>
提案主体	(一社)日本自動車工業会

	所管省庁: 厚生労働省
制度の現状	<p>フレックスタイム制の清算期間内における時間外労働は、原則として「週法定労働時間×清算期間の暦日数÷7」で計算される労働時間の総枠を超えた部分を時間外労働としますが、清算期間を1箇月としたときに、曜日の巡り等により総労働時間が労働時間の総枠を超えることがあります。</p> <p>このような問題に対応するため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①清算期間を1箇月とするフレックスタイム制の労使協定が締結されていること ②清算期間を通じて毎週必ず2日以上休日が付与されていること ③当該清算期間の29日目を起算日とする1週間（特定期間）における当該労働者の実際の労働日ごとの労働時間の和が週法定労働時間（40時間）を超えるものでないこと ④清算期間における労働日ごとの労働時間がおおむね一定であること。したがって、完全週休二日制を採用する事業場における清算期間中の労働日ごとの労働時間についてはおおむね8時間以下であること <p>の4条件を満たす場合には、労働基準法第32条の3に規定する「清算期間として定められた期間を平均した1週間当たりの労働時間」について、「(清算期間として定められた期間を平均した1週間の労働時間) = ((清算期間における最初の4週間の労働時間) + (特定期間における労働時間)) ÷ 5」としても差し支えないとしています。</p>
該当法令等	労働基準法、労働基準法施行規則、平成9年3月31日基発第228号
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>労働時間法制については、「日本再興戦略」において、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、企画業務型裁量労働制を始め、総合的に議論し、1年を目途に結論を得ることとされており、平成25年9月以降労働政策審議会労働条件分科会において検討を進めているところです。見直しにあたっては、事業活動の柔軟性確保とともに労働者の健康や生活時間の確保の観点を十分踏まえて対応していく必要があると考えます。</p> <p>なお、労働政策審議会の労働時間法制の検討においては、「企画業務型裁量労働制とフレックスタイム制の見直し」を主な論点として考えており、具体的には、第107回（1月15日）及び第111回（4月3日）労働政策審議会労働条件分科会において、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等の弾力的な労働時間制度について総合的に議論いただいたところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

受付日：平成25年10月22日	所管省庁への検討要請日：平成25年12月24日	回答取りまとめ日：平成26年3月31日
-----------------	-------------------------	---------------------

提案事項	フレックスタイム制度の清算期間（1か月以内）の延長
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 フレックスタイム制度における清算期間（現在1か月以内）をより長い期間（1年）に延長する。</p> <p>【提案理由】 労働基準法においては、フレックスタイム制度の清算期間は1か月以内と限定されているが、グローバル化が進む中、日本の競争力を維持していくため、また社員の労働時間に対するニーズにこたえるためにも、各企業の実態に則して、より長い期間（1年）での清算を可能とすべきである。これにより生産性の高い柔軟な働き方が可能となる。</p>
提案主体	（一社）日本自動車工業会
	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	清算期間とは、フレックスタイム制において、契約上労働者が労働すべき時間を定める期間です。労働者は、清算期間における総労働時間労働するように、各日の始業及び終業の時刻を自分で決定して働くこととなります。なお、清算期間の長さは、1か月以内の期間に限ることとされています。
該当法令等	労働基準法
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>労働時間法制については、「日本再興戦略」において、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、企画業務型裁量労働制を始め、総合的に議論し、1年を目途に結論を得ることとされており、平成25年9月以降労働政策審議会労働条件分科会において検討を進めているところです。見直しにあたっては、事業活動の柔軟性確保とともに労働者の健康や生活時間の確保の観点を十分踏まえて対応していく必要があると考えます。</p> <p>なお、労働政策審議会の労働時間法制の検討においては、「企画業務型裁量労働制とフレックスタイム制の見直し」を主な論点として考えており、具体的には、第107回（1月15日）及び第111回（4月3日）労働政策審議会労働条件分科会において、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等の弾力的な労働時間制度について総合的に議論いただいたところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：4

受付日：平成25年10月22日 | 所管省庁への検討要請日：平成25年12月24日 | 回答取りまとめ日：平成26年3月31日

提案事項	企画業務型裁量労働制に関する対象業務・労働者の拡大
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>① 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」という業務制限を撤廃し、労使委員会で決議した業務であれば同制度を適用できるようにすべきである。</p> <p>② 平成12年1月1日基発1号、平成15年12月26日基発1226002号により、「対象労働者は、対象業務に常態として従事していることが原則であること」とされているが、「常態として」を「主として」に改め、一部定型業務を行っていても大部分を裁量的業務に従事していれば同制度の対象として認めるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>企画業務型裁量労働制の対象は、労働基準法第38条の4第1項において「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある」業務であることとされている。さらに、「労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」（平成15年10月22日厚労省告示第353号）により、詳細な規制が課せられている。しかし、業務の内容如何にかかわらず包括的な指示の下、業務遂行を自己裁量に委ねている労働者は増えており、現行の企画業務型裁量労働制の対象業務の範囲では狭すぎる。そのため①のように、対象業務の決定は、各企業における業務実態を知る労使委員会に委ね、事務系労働者の働き方の多様化に対応すべきである。例えば、対象業務となり得ない業務の例とされている「個別の営業活動の業務」であっても、個人が異なるニーズ等を分析しながら企画提案を行うケースも多くみられ、対顧客営業の業務というだけの理由で同制度の対象外とすべきではない。また、②については、「労働基準法の一部を改正する法律案要綱」（2007年2月2日）において、「中小企業については、事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務に主として従事する労働者について、企画業務型裁量労働制を適用することができることとする」とされており、大企業も含めて、制度見直しを行うべきである。上記のような見直しを行うことにより、自律的で自由度の高い柔軟な働き方の選択肢が広がり、労働者自身が「仕事の質・成果」を追求することにより、生産性の向上、競争力の強化も期待できる。</p>
提案主体	(一社)日本自動車工業会

所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>〈①対象業務〉</p> <p>企画業務型裁量労働制の対象業務は、以下の要件のいずれにも該当することが必要とされています（法第38条の4第1項第1号）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の運営に関する事項についての業務であること 2. 企画、立案、調査及び分析の業務であること 3. 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務であること 4. 当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務であること <p>また、法第38条の4第1項の規定により、同項1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針（以下「指針」という。）の中で、上記4要件等に関する詳細な留意事項を定めています。</p> <p>〈②対象労働者〉</p> <p>企画業務型裁量労働制の対象労働者となりうる労働者の範囲は、「対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者」と規定されています（同条第1項第2号）。</p> <p>また、対象労働者となる者は、対象業務に常態として従事している者が原則とされています（指針第3の2）。</p>
該当法令等	労働基準法
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>労働時間法制については、「日本再興戦略」において、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、企画業務型裁量労働制を始め、総合的に議論し、1年を目標に結論を得ることとされており、平成25年9月以降労働政策審議会労働条件分科会において検討を進めているところです。見直しにあたっては、事業活動の柔軟性確保とともに労働者の健康や生活時間の確保の観点を十分踏まえて対応していく必要があると考えます。</p> <p>なお、労働政策審議会の労働時間法制の検討においては、「企画業務型裁量労働制とフレックスタイム制の見直し」を主な論点として考えており、具体的には、第107回（1月15日）及び第111回（4月3日）労働政策審議会労働条件分科会において、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等の弾力的な労働時間制度について総合的に議論いただいたところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

受付日：平成25年10月22日 | 所管省庁への検討要請日：平成25年12月24日 | 回答取りまとめ日：平成26年3月31日

提案事項	企画業務型裁量労働制に関する手続きの見直し・簡素化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>①労使委員会決議の内容が同一であれば、企業単位での一括届出を認めるべきである。</p> <p>②労働基準監督署長への定期報告書の届出義務を廃止すべきである。</p> <p>③労使委員会設置の廃止 → 労使合意に基づく</p> <p>④委員会決議の届出廃止 等</p> <p>【提案理由】</p> <p>企画業務型裁量労働制を導入するには、労使委員会を当該事業場ごとに設置し、労使委員会で決議を行ない、その労使委員会決議を事業場ごとに届出なければならない。また、使用者は6ヵ月以内ごとに労働基準監督署長に企画業務型裁量労働制に関する報告をしなければならない。</p> <p>こうした企画業務型裁量労働制に関する手続きを簡素化し、制度の導入促進および制度導入後の円滑な運用を可能とすべきである。</p> <p>①企業実務の実態として、制度を導入・運用する際には、事業場ごとでなく企業単位で行うほうが一般的である。</p> <p>②労働基準監督署長に対する定期報告の届出は、実務上負担となっている。現行において、企画業務型裁量労働制の導入は労使委員会の決議に基づいており、対象者の健康管理措置等については労使で不断のチェックを行っているため、報告義務がなくても適正な運用を図ることができることから、届出義務を廃止すべきである。なお、労働政策審議会労働条件分科会が取りまとめた「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について（報告）」（2006年12月27日）及び「労働基準法の一部を改正する法律案要綱」（2007年2月2日）においても、定期報告の廃止を妥当としていることから、早期に法改正を行うべきである。</p> <p>③④ホワイトカラーの働き方については、グローバル競争が激化する中、より効率的・より柔軟な働き方が求められている。</p> <p>本制度の浸透・普及にあたり煩雑な手続き等を改変するべきである。</p>
提案主体	（一社）日本自動車工業会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>〈①・④労使委員会決議の届出〉</p> <p>企画業務型裁量労働制は、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、その委員会が委員の5分の4以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者がこの決議を所轄の労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者にみなし労働時間を適用できることになっています（法第38条の4第1項・則第24条の2の3）。</p> <p>〈②健康・福祉確保措置の定期報告〉</p> <p>また、制度の実施に当たり、使用者は、対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置を実施する必要があるが、この措置の実施状況に関しては、決議が行われた日から起算して6ヶ月以内に1回、所轄労働基準監督署長に定期報告を行う必要があり、その後も6ヶ月ごとに定期報告を行う必要があります（法第38条の4第4項・則第24条の2の5・則附則第66条の2）。</p> <p>〈③労使委員会の設置〉</p> <p>企画業務型裁量労働制の導入に当たっては、労使委員会の設置が必要とされています。その趣旨は、合議による慎重な検討を確保すること、継続的な検討を確保すること、賃金等労働条件全般に関する知識を前提とする検討を確保することにあります。</p>
該当法令等	労働基準法、労働基準法施行規則
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>労働時間法制については、「日本再興戦略」において、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、企画業務型裁量労働制を始め、総合的に議論し、1年を目途に結論を得ることとされており、平成25年9月以降労働政策審議会労働条件分科会において検討を進めているところです。見直しにあたっては、事業活動の柔軟性確保とともに労働者の健康や生活時間の確保の観点を十分踏まえて対応していく必要があると考えます。</p> <p>なお、労働政策審議会の労働時間法制の検討においては、「企画業務型裁量労働制とフレックスタイム制の見直し」を主な論点として考えており、具体的には、第107回（1月15日）及び第111回（4月3日）労働政策審議会労働条件分科会において、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等の弾力的な労働時間制度について総合的に議論いただいたところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

受付日：平成25年10月22日	所管省庁への検討要請日：平成25年12月24日	回答取りまとめ日：平成26年3月31日
-----------------	-------------------------	---------------------

提案事項	36協定の特別条項に関する基準の廃止
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>36協定に定める限度時間を超えて労働時間を延長することができる「特別の事情」については、平成15年10月22日基発1022003号において、「一時的又は突発的な時間外労働を行わせる必要があるものであり、全体として1年の半分を超えないことが見込まれる臨時的なものに限る」とされているが、「全体として1年の半分を超えないこと」とする基準を廃止すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>時間外・休日労働を定める36協定に関し、限度時間を超えて労働時間を延長するための特別条項については、平成15年10月22日基発1022003号において詳細が規定されている。その中で、限度時間を超えて労働時間を延長するには、「特別な事情」が必要であり、それは「一時的又は突発的な時間外労働を行わせる必要があるものであり、全体として1年の半分を超えないことが見込まれる臨時的なものに限る」とされている。</p> <p>しかし、昨今のなかなか先が見通せない事業環境の中で、日本にもものづくりを残し、雇用を守っていくためには、労働時間についても、ある期間継続的に延長しなければならない場合があると考えられる。この意味で、「全体として1年の半分を超えないこと」とする基準については、必ずしも現実に即したものでないと考えられるため、廃止することが適当と考えられる。当該基準を廃止する一方で、企業には、従業員の健康管理を充実させることが求められる。しかしながら、当該基準を廃止することにより、より柔軟かつ適切な事業運営が可能となり、日本にもものづくりを残すことができると考える。</p> <p>そして、そのことがひいては雇用や労働条件の安定的かつ継続的な確保につながると考える。</p>
提案主体	(一社)日本自動車工業会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	特別条項付の時間外労働・休日労働協定を締結・届出をすることで、時間外労働の限度時間を超えて労働時間を延長しなければならない特別の事情（臨時的なものに限る。）が生じた場合に限り、限度時間を超えて労働させることができます。
該当法令等	労働基準法、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長等に関する基準
措置の分類	対応不可能
措置の概要	時間外労働は、通常の場合であっても、本来、最小限にとどめられるべきものですが、弾力的措置として、一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要があり、全体として一年の半分を超えないことが見込まれるものである場合に限って、限度時間を超えた時間外労働を認めているところです。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

受付日：平成25年10月22日 | 所管省庁への検討要請日：平成25年12月24日 | 回答取りまとめ日：平成26年3月31日

提案事項	労働時間に関する規制の緩和
具体的内容	<p>(具体的な内容)</p> <p>労基法第41条における労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用除外の範囲は「管理監督者」等と限定的であり、労働時間の規制が広範に及んでいる。自己の裁量において業務を遂行するホワイトカラー層に対して、この規制を緩和することで、労働の遂行における裁量の幅を広げ、多様な働き方に対応する仕組みの構築を要望する。また、その運用は各企業の労使自治に委ねる仕組みとするよう要望する。</p> <p>(提案理由)</p> <p>①規制の現状</p> <p>労働者は事業の種類、職種を問わず原則として労働時間、休憩時間、休日についての法規制が及ぶ。こうした規制の適用除外となる者は「管理監督者」等に限定されているが、その解釈は「労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者」と限定的なものに止まっている。また、裁量労働制があるが、あくまでみなし労働時間制であることから、時間外・休日労働等の法規制が及ぶことには変わらない。</p> <p>②要望理由</p> <p>職責、職務内容によっては、労働時間を厳格に規制することが、業務遂行の実態や能力発揮の観点から見て不適切な状況となっている。また、多様な働き方の実現の観点からも労働時間に関する規制を緩和することが求められている。自己の裁量において業務を遂行すべきホワイトカラー層については、現状のみなし労働時間制の対象とするだけでは、時間外・休日労働等の法規制が及ぶことから不十分であり、労働時間、休憩および休日に関する規定の適用除外となる範囲を拡大し、多様な働き方に対応できる環境整備をすべきと考える。</p>
提案主体	(一社)電子情報技術産業協会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	現行法上、監督又は管理の地位にある者等は、労働時間等に関する規定の適用が除外されています(法第41条)。
該当法令等	労働基準法
措置の分類	対応不可能
措置の概要	現在の解釈を、規制を緩める方向で変更することは、過重労働を助長する方向に働く恐れもあり、労働者保護の観点から、困難であると考えます。

受付日：平成25年10月31日 | 所管省庁への検討要請日：平成25年12月24日 | 回答取りまとめ日：平成26年3月31日

提案事項	「時間外労働・休日労働に関する協定届」「就業規則」の一括届出時における配送作業の簡素化
具体的内容	<p>(具体的な内容)</p> <p>一括届出が受理された後、対象事業場分の書類を『東京労働局 労働基準部 監督課』内にある配送作業室宛に紙媒体で送付しているが、一括届出が受理された後にデータ化した内容(届出内容、および対象事業場リスト)を系統的に送信することを可とする。</p> <p>(理由)</p> <p>全ての事業場で内容は変わらないため、各労働基準監督署用に届出内容を大量印刷の上、配送することは非効率的であり、また各労働基準監督署への周知に時間を要している。</p>
提案主体	(一社)日本損害保険協会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	本社と各事業場の内容が同一である場合は、就業規則や36協定を、本社を管理している労働基準監督署に一括して届け出ることができます。この場合、本社を含む事業場の数に対応した必要部数の就業規則や36協定を届け出する必要があります。
該当法令等	労働基準法第36条、労働基準法第89条
措置の分類	対応不可能
措置の概要	36協定及び意見書については、確実に労使の意思のもとに締結されたものであることを確認するため、原本の届出が必要であることから、データによる届出を認めることは困難であると考えます。なお、就業規則本体については、CD-ROM等の電子媒体による届出が可能ですので御検討をお願いいたします。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

受付日：平成25年10月31日	所管省庁への検討要請日：平成25年12月24日	回答取りまとめ日：平成26年3月31日
-----------------	-------------------------	---------------------

提案事項	「企画業務型裁量労働制」の決議届の本社一括届出化
具体的内容	<p>(具体的内容)</p> <p>各事業場単位で労使委員会を設置し決議を行っているが、本社一括の決議を可とし、対象事業場のリストを添付することによって一括届出を可とする。</p> <p>これにより、異動・転勤などで対象労働者の事業場が変更となる場合において、改めての同意取付を不要とする。</p> <p>(理由)</p> <p>同一企業であれば決議内容に大きな違いはなく、各事業場で個別に届出・同意取付を行うことは非効率的である。</p>
提案主体	(一社)日本損害保険協会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>企画業務型裁量労働制は、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、その委員会が委員の5分の4以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者がこの決議を所轄の労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者にみなし労働時間を適用できることになっています(法第38条の4第1項・則第24条の2の3)。</p>
該当法令等	労働基準法
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>労働時間法制については、「日本再興戦略」において、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、企画業務型裁量労働制を始め、総合的に議論し、1年を目途に結論を得ることとされており、平成25年9月以降労働政策審議会労働条件分科会において検討を進めているところです。見直しにあたっては、事業活動の柔軟性確保とともに労働者の健康や生活時間の確保の観点を十分踏まえて対応していく必要があると考えます。</p> <p>なお、労働政策審議会の労働時間法制の検討においては、「企画業務型裁量労働制とフレックスタイム制の見直し」を主な論点として考えており、具体的には、第107回(1月15日)及び第111回(4月3日)労働政策審議会労働条件分科会において、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等の弾力的な労働時間制度について総合的に議論いただいたところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

受付日：平成25年10月31日	所管省庁への検討要請日：平成25年12月24日	回答取りまとめ日：平成26年3月31日
-----------------	-------------------------	---------------------

提案事項	「企画業務型裁量労働制」の定期報告の本社一括報告化
具体的内容	<p>(具体的内容)</p> <p>事業場ごとに、定期的に対象労働者の「労働時間の状況」「健康・福祉確保の措置」等について所轄の労働基準監督署長に報告することとしているが、各事業場の状況をリスト化し、本社一括の報告を可とする。</p> <p>(理由)</p> <p>報告内容については本社にて管理しているため、各事業場の所轄の労働基準監督署宛に届出を行うことは非効率的である。</p>
提案主体	(一社)日本損害保険協会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	企画業務型裁量労働制の実施に当たり、使用者は、対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置を実施する必要があるが、この措置の実施状況に関しては、決議が行われた日から起算して6ヶ月以内に1回、所轄労働基準監督署長に定期報告を行う必要があり、その後も6ヶ月ごとに定期報告を行う必要があります(法第38条の4第4項・則第24条の2の5・則附則第66条の2)。
該当法令等	労働基準法
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>労働時間法制については、「日本再興戦略」において、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、企画業務型裁量労働制を始め、総合的に議論し、1年を目途に結論を得ることとされており、平成25年9月以降労働政策審議会労働条件分科会において検討を進めているところです。見直しにあたっては、事業活動の柔軟性確保とともに労働者の健康や生活時間の確保の観点を十分踏まえて対応していく必要があると考えます。</p> <p>なお、労働政策審議会の労働時間法制の検討においては、「企画業務型裁量労働制とフレックスタイム制の見直し」を主な論点として考えており、具体的には、第107回(1月15日)及び第111回(4月3日)労働政策審議会労働条件分科会において、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等の弾力的な労働時間制度について総合的に議論いただいたところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

受付日：平成25年10月31日	所管省庁への検討要請日：平成25年12月24日	回答取りまとめ日：平成26年3月31日
-----------------	-------------------------	---------------------

提案事項	企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大
具体的内容	<p>【具体的内容】 現在適用対象外となっている「個別の営業活動」についても、単なる物品等の販売ではなく、顧客のニーズを踏まえた上で製品やサービスを企画し提供する場合（例えば、住宅の請負等）は対象業務とすべきである。</p> <p>【提案理由】 顧客の千差万別なニーズや時間的要求に応じるため、多様な営業活動が求められ、業務遂行の手段や時間配分において、極めて高い裁量を必要とするため。</p>
提案主体	(公社) 関西経済連合会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	<p><対象業務> 企画業務型裁量労働制の対象業務は、以下の要件のいずれにも該当することが必要とされています（法第38条の4第1項第1号）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の運営に関する事項についての業務であること 2. 企画、立案、調査及び分析の業務であること 3. 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務であること 4. 当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務であること <p>また、法第38条の4第1項の規定により、同項1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針（以下「指針」という。）の中で、上記4要件等に関する詳細な留意事項を定めています。</p>
該当法令等	労働基準法
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>労働時間法制については、「日本再興戦略」において、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、企画業務型裁量労働制を始め、総合的に議論し、1年を目途に結論を得ることとされており、平成25年9月以降労働政策審議会労働条件分科会において検討を進めているところです。見直しにあたっては、事業活動の柔軟性確保とともに労働者の健康や生活時間の確保の観点を十分踏まえて対応していく必要があると考えます。</p> <p>なお、労働政策審議会の労働時間法制の検討においては、「企画業務型裁量労働制とフレックスタイム制の見直し」を主な論点として考えており、具体的には、第107回（1月15日）及び第111回（4月3日）労働政策審議会労働条件分科会において、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等の弾力的な労働時間制度について総合的に議論いただいたところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号:12

受付日：平成25年12月20日 | 所管省庁への検討要請日：平成26年1月27日 | 回答取りまとめ日：平成26年3月31日

提案事項	平成24年派遣法改正事項の見直し（日雇禁止）
具体的内容	<p>【提案理由】</p> <p>平成24年の派遣法改正により日雇派遣が原則禁止されたが、就労ニーズとのギャップなど実態で多々不具合がおきているため、政令を改正して合理的な内容に改めていただきたい。</p> <p>【提案内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年収要件の見直し ・真に日雇就労を希望する労働者の場合は禁止の例外とする ・契約更新後の契約期間が30日以下の場合は禁止の例外とする（1ヵ月更新で暦日30日以下の月や引継ぎのために数日更新するケースを認める） ・契約更新の可能性がある旨が明示されている場合は禁止の例外とする（いわゆる日雇ではなく、契約更新を前提とするが、最初の契約は労使双方が実際の履行状況を確認するため短い契約とすることを認める）
提案主体	個人

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>労働者派遣法では、</p> <p>①その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがない業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合</p> <p>②雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、日雇労働者についての労働者派遣は禁止されています。</p>
該当法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の3第1項 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条
措置の分類	検討に着手
措置の概要	<p>日雇派遣の原則禁止については、労働政策審議会労働力需給制度部会において検討が行われた結果、以下のとおりとりまとめられました。</p> <p>「日雇派遣の原則禁止については、以下の観点に留意しつつ、法改正を行わずに実施できる見直しについて、今回の制度全体に係る見直しと併せて実施することを検討することが適当である。</p> <p>① 労働者が日雇派遣による収入に生計を頼ることがないようにしつつも、現在の年収要件を見直すことにより雇用の機会を拡大すること</p> <p>② 教育訓練を十分に受けていない労働者が日雇派遣に従事することによる労働災害の発生を防ぐこと」</p> <p>これを踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討が行われます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

受付日：平成25年12月20日	所管省庁への検討要請日：平成26年1月27日	回答取りまとめ日：平成26年3月31日
-----------------	------------------------	---------------------

提案事項	平成24年派遣法改正の見直し（離職後1年以内の受入禁止）
具体的内容	<p>【提案理由】</p> <p>平成24年の派遣法改正により1年以内離職者の派遣受入禁止が規定されたが、就労コースとのギャップなど実態で多々不具合がおきているため、省令を改正して合理的な内容に改めていただきたい。</p> <p>【提案内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自発的離職者は禁止の例外とする（配偶者の転勤、結婚等ライフイベントによる就業形態変更コースを認める） ・有期契約労働者は禁止の例外とする（短期アルバイトや期間限定の契約社員など）
提案主体	個人

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	労働者派遣法では、60歳以上の定年に達したことにより退職した者を除き、派遣先は、労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、離職の日から1年以内の間は、当該派遣労働者の役務の提供を受けてはならず、派遣元事業主はこのような労働者派遣を行ってはならないとされています。
該当法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の4、第40条の6 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第33条の5
措置の分類	検討に着手
措置の概要	平成24年労働者派遣法改正法の内容については、労働政策審議会労働力需給制度部会において検討が行われた結果、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き検討することが適当であるとされたところです。離職後1年以内の受入禁止についても、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、まずは円滑に施行されるよう努めるとともに、施行状況の情報についての蓄積を図っていきます。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：1

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：平成26年2月10日

所管省庁への検討要請日：平成26年3月18日

回答取りまとめ日：平成26年3月31日

提案事項	住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化及び窓口の一本化
具体的内容	<p>【先の回答に対する再提案内容】</p> <p>②「企業に対する課税通知書の電子化」については、平成27年9月より前に対応するよう、望みます。</p> <p>③「個人への課税額通知方法の統一」については、紙で行われている間は様式を「ハガキ圧着式」へ変更するよう、望みます。 (マイ・ポータル機能での検討では実現が相当先になってしまうため)</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の負担軽減と効率化 ・個人情報の保護強化
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
制度の現状	<p>所管省庁：総務省</p> <p>②eLTAXにより給与支払報告書が提出された企業に対しては、紙での通知に加え、電子データでも税額を通知している市区町村もあります。また、eLTAXにおいては、複数の市町村からある一つの企業に特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが1つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されています。</p> <p>③ 人への税額通知は紙により行われています。</p>
該当法令等	地方税法第321条の4・5、地方税法施行規則第2条
措置の分類	②について対応不可能 ③について現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>②eLTAXの改修にあたっては、(1)特別徴収税額通知へ電子署名を付与する機能、(2)電子署名付き特別徴収税額通知及び当該電子署名に用いた電子証明書を特別徴収義務者に送付する機能、(3)特別徴収義務者において電子署名及び電子証明書の検証を実施することのできる機能等を開発することとしています。当該機能は、新規に開発するものであるため要件定義、基本設計、詳細設計、製造、単体試験、結合試験等の工程を経ることを踏まえると、平成27年9月より前に対応することは困難です。</p> <p>③各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータルの機能と併せて検討を行うこととされており、現在検討を進めているところです。ご要望の圧着はがきで送付するためには、それに対応すべく市町村で新たにシステム開発をする必要があり、多大な経費が見込まれます。マイ・ポータルの運用開始が近づいているにもかかわらず、そうした大きな負担が生じてしまうことは難しいことを御理解願います。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：2

受付日：平成26年2月5日	所管省庁への検討要請日：平成26年3月5日	回答取りまとめ日：平成26年3月31日
---------------	-----------------------	---------------------

提案事項	住宅付置義務制度・開発協力金負担等の見直し
具体的内容	<p>〔内容〕</p> <p>都心の区単位で行われている大規模建築物への住宅付置義務・開発協力金制度等を廃止すべきであり、国においても各地方自治体に対する指導の徹底を行うべきである。</p> <p>なお、総務省、国土交通省は、2003年3月4日付「宅地開発指導要綱の適正な見直しについて」において、指導要綱およびこれに基づく行政指導の適正な見直しを行うよう地方公共団体に要請しているが、未だ改善が見られない自治体があることから、改めて指導すべきである。</p> <p>〔理由〕</p> <p>住宅の付置義務や開発協力金等を課した要綱策定の当初の目的は、バブル期に住宅価格が高騰して都心の物件が購入困難となったことにより生じた人口減少の対策にあった。しかしその後、地価下落や商業地における分譲マンションの供給が増加したことにより人口の都心回帰がなされつつある今日、要綱の意義は薄れている。例えば、千代田区では要綱が策定された1992年の人口約45,000人を50,000人に増加することを目指していたが、既にこの目標は実現されている。また、新宿区などでは1990年に策定した指導要綱を当初の目的が達せられたとして2008年10月をもって廃止している。そもそも、同一建築物内に住宅と非住宅が混在することは、施設配置上、非効率で建築コストが嵩む。また、都心のオフィスビル集積地等の住宅用途適地以外では住宅としての商品価値は乏しい。さらに、住宅付置の代替として拠出された開発協力金等による建築コストの上昇は賃料の上昇にもつながる一方で、同協力金等は、同一区内に住宅適地がない等の理由により、有効に活用されないのが現状である。</p> <p>なお、都心部における住宅供給の促進が必要とされるのであれば、住宅付置義務制度等ではなく、住宅にふさわしい地域の容積率を緩和するなどにより政策誘導することが適切である。</p> <p>本要望の実現により、都心部において事業性の高い効率的な建築物の計画が可能となり、不動産の有効活用等も促進される。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
	所管省庁：総務省 国土交通省
制度の現状	<p>地方公共団体は、独自に指導要綱等を策定し、宅地開発や建築物の建築に際して民間事業者に指導要綱等に定められた内容に適合するものとなるよう行政指導を行っています。</p> <p>なお、現在、東京特別区のうち3区（千代田、台東区、港区）において、住宅附置を義務づけるよう指導要綱等により行政指導を行っていることと承知しています。</p>
該当法令等	-
措置の分類	その他
措置の概要	<p>地方公共団体における指導要綱等に基づく行政指導については、各地方公共団体が目指すまちづくりの方向に沿って民間事業者を誘導するため、独自の判断で行っているものと認識しています。</p> <p>総務省、国土交通省としてはこれまでも、「宅地開発等指導要綱の適正な見直しについて（平成15年3月4日付）」等において、指導要綱及びこれに基づく行政指導の適正な見直しを行うよう地方公共団体に要請しているところですが、総務省、国土交通省で連携し、住宅・人口の回復状況などを踏まえ、すでに役割を終えた制度については、廃止を含めて見直しを行う等、地方公共団体に対し、助言を行ってまいります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：平成25年10月16日	所管省庁への検討要請日：平成25年12月6日	回答取りまとめ日：平成26年3月31日
-----------------	------------------------	---------------------

提案事項	地熱エネルギー開発に係る国有林等に関する許認可手続きの効率化
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>国有林等に関する許認可手続きにおいて、申請窓口を一本化し、担当部署である「都道府県」、「森林管理局」および「森林管理署」が同時に会する場を設けて説明をする等、審査手続きの効率化を要望する。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>地熱エネルギーの開発には、立地場所によって、例えば、地域森林計画の対象となっている民有林の開発許可には都道府県知事の許可（森林法第10条の2）、国有林野の買受け、借受けまたは使用の森林管理署長または森林管理局長への申請（国有林野の管理経営に関する法律施行規則第14条、22条）、自然公園法で定める特別地域での工作物の設置、木竹の伐採の許可（国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事の許可）（自然公園法第20条）、利用調整地区の区域内への立ち入り認定（国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事の認定）（自然公園法第24条）等の複数の許認可が必要となる。</p> <p>このため、例えば、国有林貸付契約および立木買受契約の許認可手続きは、原則として「森林管理署」（作業行為承諾書）→「都道府県」（保安林内作業行為の許可）→「森林管理署」（国有林他使用許可）の3ステップとなる。</p> <p>使用面積によっては「森林管理署」の上部機関である「森林管理局」の審査と、「都道府県」の同意が必要となる場合がある。このため、「署」→「局」→「都道府県」→「局」→「署」→「都道府県」→「署」→「局」の順に説明している。さらに、「署」によっては、「都道府県」への手続きが完了しなくては申請を受け付けられないこともあるため、許認可手続きに多大な時間が必要となっている。</p> <p>しかし、実態としては同じ説明を部署ごとに繰り返しているだけであり、不合理な手続きとなっている。そこで、申請窓口を一本化し、担当部署である「都道府県」、「森林管理局」および「森林管理署」が同時に会する場を設けて説明をする等、申請・審査手続きの効率化を図るべきである。</p> <p>これにより、許認可手続の短縮化につながり、事業者の負担軽減となるとともに行政効率の向上にも資することが期待できる。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会

	所管省庁：農林水産省
制度の現状	<p>国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号）第14条の規定により、国有林野を借り受け、又は使用しようとする者は、申請者の氏名・名称、借り受け、又は使用しようとする国有林野の所在・面積、目的・期間等を記載した申請書等を森林管理署長に提出することとされています。</p> <p>国有林野の貸付け及び使用の手続については、地熱エネルギー開発に限らず再生可能エネルギー開発は、事業実施まで長期間を要することから、期間短縮、事業者の負担の軽減等の観点から事業者の計画等の進捗状況に合わせた対応を行っているところです。</p>
該当法令等	国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号）第14条
措置の分類	その他
措置の概要	<p>地熱エネルギー開発に関係し得る許認可・手続には、国有林野を借り受け、又は使用するために権利設定を行うための手続、森林法や自然公園法に基づく許認可のほかにも、他法令に基づく土地開発規制が多くあり、開発計画の内容や進捗状況に応じて、法令、その許認可・手続も異なります。</p> <p>そのため、関係する全ての許認可・手続の窓口を一様に一本化することは困難と考えておりますが、手続期間の短縮や審査の効率化を図るために、許認可・手続に関係する国や都道府県の関係者が一箇所に集まり、開発計画の御説明を受ける、又は許認可・手続について御説明差し上げる場を設ける等の御提案については、開発計画ごとに御相談させていただきますので、事前に森林管理署等に御相談願います。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

農業ワーキング・グループ関係

受付日：平成25年10月11日	所管省庁への検討要請日：平成25年12月6日	回答取りまとめ日：平成26年3月5日
-----------------	------------------------	--------------------

提案事項	農業協同組合に対する金融庁検査について
具体的内容	<p>早期是正措置導入後、他の預金等受入金融機関は過去15年間の厳格な金融庁（財務局）検査を経験しています。その検査経験や金検マニュアルの浸透によって自己査定をはじめとするリスク管理やコンプラについては、金融検査マニュアル施行前よりは、完全とはいかないまでもかなり役職員の認識も向上し、経営管理の高度化も図られたものと考えます。</p> <p>ところが、未だJA間では3者要請検査に対する取組みについてバラツキがあると思います。それはJAに対しては他業態と同時期に系統金検マニュアル（別冊）が導入されたにもかかわらず、JAを直接担当する都道府県や地方農政局が系統金検マニュアルに沿った検査を行っていなかったからです。従って、現在のJAの信用・共済事業部門は銀行や信金などが初めて金融庁検査を受けた15年前と同様の水準と言えなくもありません。</p> <p>私は信用・共済事業分離論には組しません。何故なら、JAは銀行、信金や信組が設置されていないいわゆる過疎地域にも店舗を配置されており、その店舗が金融、経済事業の機能を発揮していることでその地域のインフラを支えていることも十分承知しているからです。</p> <p>但し、JAの全国貯金残高は2013年8月末で91兆5,929億円（JAバンクHP）、2013年4月1日現在のJA数は703（JA全中HP）であり、単純貯金残高で1,302億円となります。3者要請検査対象の1,000億円以上のJA数は350程とのことで、今の検査実施ペースでは対象の全JAを検査するのに10年程要することとなります。それでは「預金者保護及び農業支援組織の適正なガバナンス確保」にはならないと思います。真の農業支援組織のJAの役割を發揮させるためにも金融庁検査のノウハウを生かした厳格な検査が必要であり、それは検査経験を重ねることで培われるものと思われま。また、JAは貯金量が1,000億円未満でも他の共済・経済事業を含むと相当な経営規模となることから、全てのJAを対象にすべきです。厳格な検査をされることでJA自体の経営管理水準も高度化し、役職員の認識も向上できます。良い意味での緊張感を持たせることが不祥事の防止にもなり、農家組合員に対する経営管理支援もさらに取り組むことが可能です。</p>
提案主体	個人

	所管省庁：金融庁、農林水産省
制度の現状	<p>農業協同組合法第94条第3項及び第98条第1項の規定に基づき、農協の信用事業に関する検査については、都道府県が国（農林水産省及び金融庁）に要請を行い、国が必要と認めた場合は、国が検査を実施することができます。</p> <p>また、「規制・制度改革に係る対処方針（平成22年6月18日閣議決定）」を踏まえ、3者要請検査が促進されるように「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」（平成23年5月）を農林水産省及び金融庁において策定しているところであり、その中で、以下のような要請基準が提示されています。</p> <p>（1）都道府県知事が、以下の項目に該当するか等を勘案し、地域の金融システム・経済に与える影響が大きいと考える農協</p> <p>① 貯金量が1,000億円以上の農協、又は</p> <p>② 貯金量が当該都道府県内農協の平均以上の農協</p> <p>（2）不正・不祥事の再発が認められる農協</p>
該当法令等	農業協同組合法第94条第3項、第98条第1項
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>農協に対する監督・検査は、都道府県が一元的に行っており、農協に対する国（農林水産省及び金融庁）の検査は、都道府県からの要請に基づき実施しております。</p> <p>今回の全ての農協を3者要請検査の対象とすべきである旨のご提案については、左記「基準・指針」において、貯金量1,000億円以上等の基準を示してはいるものの、要請基準は都道府県が両省庁に対して要請を行うことを検討する為の目安を示すものであり、これに該当しない農協を3者要請検査の対象から除外しているわけではありません。</p> <p>したがって、現行の制度においても、都道府県知事から要請があれば、要請基準に該当しない農協であっても3者要請検査を実施することは可能であり、現に貯金量1,000億円未満の農協に対しても検査を実施しております。</p> <p>国としては、可能な限り多くの農協に3者要請検査を実施することができるよう、都道府県の担当部局に対して説明会を実施して、国に対する検査の要請を促しており、平成23年度は11農協、平成24年度は21農協の要請があったところですが、更に活用いただけるよう、今後ともこの働きかけを続けてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、3者要請検査を実施していない農協に対して適切な管理体制を構築する上で参考にできるよう、農林水産省及び金融庁のホームページにおいて「農協検査（3者要請検査）結果事例集」を公表しております。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

農業ワーキング・グループ関係

番号：2

受付日：平成25年10月24日	所管省庁への検討要請日：平成25年12月24日	回答取りまとめ日：平成26年3月31日
-----------------	-------------------------	---------------------

提案事項	市街化調整区域等における農家レストランの設置
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>6次産業化法の規定に基づき農林水産大臣の認定を受けた農業者等が、市街化調整区域や農用地区域内農地や第1種農地等においても農家レストンを設置できるよう見直すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>都市計画法では、市街化調整区域内で農業者等が農産物等の加工施設を設置することはできるが、農産物販売施設や農家レストランについては、一部の例外を除き、設置が認められていない。さらに、6次産業化法により農林水産大臣の認定を受けた場合でも、農家レストランの設置までは認められていない。</p> <p>また、農振法及び農地法では、農振除外をした場合（第1種農地となる場合）での一部区域での例外を除き、農用地区域内農地や第1種農地における農家レストランの設置については認められていない。</p> <p>そのため、農業の6次産業化を推進するに当たって、著しい支障が生じている。</p>
提案主体	熊本県

	所管省庁：農林水産省、国土交通省
制度の現状	<p>農地を転用する場合には、都道府県知事の許可（4ha超の場合には農林水産大臣の許可）が必要です。また、市町村は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域を農用地区域として設定することとされています。</p> <p>市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるため、許可できる開発行為を限定していますが、市街化調整区域での開発行為は、都市計画法第34条各号に規定する立地基準のいずれかに該当すれば、開発許可権者（都道府県知事等）が許可できることとされています。</p>
該当法令等	農地法施行規則第33条、農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号 都市計画法第34条
措置の分類	第1種農地について：現行制度下で対応可能 農用地区域内農地について：検討を予定 市街化調整区域について：現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>地域の農業の振興に資する農家レストランについては、第1種農地であっても転用許可を受けて、設置が可能となっています。</p> <p>農用地区域内の土地は、農用地等として利用すべきものであり、農業用施設は農業者の農業生産に必要な施設であることが必要ですが、国家戦略特区において、地域で生産される農畜産物又は加工したものの提供を行うレストランについて、農業者が農用地区域に設置できるようにすることとしています。その上で、効果を検証し、全国に適用することも検討することとしています。</p> <p>市街化調整区域内における農家レストランの建築に係る開発行為については、当該施設の必要性など地域の実情等を考慮しつつ、市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難・不相当と認められる（都市計画法第34条14号）ものと開発許可権者（都道府県知事等）において判断された場合等には許可されます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

農業ワーキング・グループ関係

受付日：平成25年10月31日	所管省庁への検討要請日：平成25年12月24日	回答取りまとめ日：平成26年3月31日
-----------------	-------------------------	---------------------

提案事項	6次産業化のための地域ファンド（サブファンド）に対する農林漁業者の過半出資の要件緩和
具体的内容	株式会社農林漁業成長産業化支援機構を中心に推進している6次産業化のための地域ファンド（サブファンド）に対する農林漁業者の過半出資の要件を緩和いただきたい。 【提案理由】 6次化事業体（JV）がサブファンドから出資を受けるためには、農林漁業者が過半の出資をする（＝議決権の過半数を占める）必要がある。 しかしながら、農林漁業者は資金力が乏しいため、結果として過半を上回る出資を行うことが難しく、事業規模が限定されてしまい、大きな事業を展開できない。 【現行規制の概要】 サブファンドから出資を受けるためには、農林漁業者が事業体（JV）に過半の出資をする（議決権も過半数を占める）必要がある。
提案主体	（一社）第二地方銀行協会

	所管省庁：農林水産省
制度の現状	株式会社農林漁業成長産業化支援機構の支援決定を受けたサブファンドについては、農林漁業者が過半の出資を行わなければならないという要件は設けられていないところです。 また、本制度は、農林漁業者の所得の確保等を図る観点から、支援対象となる6次産業化事業体の意思決定において、農林漁業者やその組織する団体が主導的な役割を果たし得るように、これらの者の有する議決権が他の者の有する議決権（サブファンドの有する議決権を除く。）を上回ることを求めているところです。
該当法令等	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法第21条第1項、 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第3条第1項、第5条第1項、 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針第1章第3の1の（1）のアの（ア）
措置の分類	対応不可能
措置の概要	我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするという株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の目的から、支援対象である6次産業化事業体の意思決定において農林漁業者等がパートナー企業を上回る議決権を保有することが担保される制度設計として、事業体における農林漁業者の主導性を制度的に確保する必要があると考えております。 なお、資本金力が弱い農林漁業者が6次産業化事業体に対し出資するにあたり、複数の農林漁業者がグループとして共同出資すること、JA等の農林漁業者の協同組織が参加する等の方法があるところです。

提案事項に対する所管省庁の回答

農業ワーキング・グループ関係

番号：4

受付日：平成25年12月15日 | 所管省庁への検討要請日：平成26年1月27日 | 回答取りまとめ日：平成26年3月31日

提案事項	わが国漁業・水産業を真の成長産業にするための科学的根拠に基づく資源管理制度の抜本的な見直し
具体的内容	<p>わが国の漁業・水産業は、水産資源の減少・悪化が続く中で、就業者の高齢化や生産金額の減少、漁業所得の低迷など、その衰退が止まらない現状にあり、水産資源の減少・悪化が、漁業経営、後継者、加工、流通、販売、消費などのあらゆる経済面に影響を及ぼしていると思われる。</p> <p>水産資源が減少・悪化している要因については、海洋環境の変化に対応できていない中での過剰漁獲、すなわち乱獲が主たる要因である。ノルウェー、米国、アイスランド、チリ、ニュージーランドなどの諸外国では、水産資源の減少・悪化と乱獲という過去の悪循環(負のスパイラル)の経験から学び、新しい資源管理制度を導入して水産資源の回復と漁業経営の建て直しを図った。</p> <p>こうした状況にあるわが国の漁業・水産業を活力ある真の成長産業へと改革・再生・自立させるためには、まずは低水準にある多くの水産資源を回復、増大させ、持続可能な水産資源とすることが第一である。</p> <p>このため、海外の漁業国の成功事例を積極的に取り入れ、科学的根拠に基づく資源管理と取締りを徹底することで、水産資源の回復を果たし、持続的に利用できる資源とする。そのような観点から、現行の資源管理制度を抜本的かつ早期に見直すべきである。</p> <p>わが国の漁業者は「さかなも漁場も自分たちのもの」との意識を未だに強く持っているが、海外の漁業国においてみられるように</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「自国内の水産資源は国民もしくは国の共有財産である」として法的に位置づけ、 ②水産資源の動向や水準などの関係情報を広く国民に開示し、 ③生産、流通、加工、消費、NGOなど全てのステークホルダーが水産資源の管理に関与するシステムを構築すべきである。 <p>また、漁業法や水産業協同組合法などの漁業関連法制度を、現行の民主化と漁業調整の目的から科学的根拠に基づく水産資源の回復と過剰漁獲の削減、持続的な利用と保護を目的として全面的な改正を行い、</p> <ol style="list-style-type: none"> ④持続的な資源利用のための基本管理ビジョンの策定や、 ⑤TAC対象魚種の拡大、 ⑥IQ/ITQ管理方式の導入、 ⑦監視取締りの徹底・強化、 ⑧資源評価を行う公的な独立機関の設置などを実施すべきである。
提案主体	個人

	所管省庁：農林水産省
制度の現状	<p>我が国周辺水域における平成24(2012)年度の資源評価結果をみると、評価の対象となっている52魚種・84系群のうち、資源水準が高位にあるものが15系群(17.9%)、中位にあるものが34系群(40.5%)、低位にあるものが35系群(41.7%)となっています。資源水準の推移については、近年は低位の割合が減少し、中位の割合が増加する傾向にあり、全体としては、おおむね安定的に推移していると言えます。</p> <p>我が国では、水産基本法に基づき5年毎に水産基本計画(平成24年3月閣議決定)を策定し、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。同計画においては、水産資源の適切な保存及び管理の実現を図ることの重要性に鑑み、我が国の排他的経済水域内の水産資源は国民共通の財産であるとの理念の下、科学的知見に基づき、資源状況や漁業の実態を踏まえて資源管理に取り組み、資源の回復と持続的な利用を図ることとしています。具体的には漁業法や海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等に基づき、漁業権制度及び漁業許可制度の運用やTAC(漁獲可能量)の適切な管理により、漁業活動を適切な水準に管理しています。また、平成23年度からは、漁業者自らによる自主的資源管理を組み合わせることで水産資源の回復に向けた資源管理を強化するため、資源管理に計画的に取り組む漁業者を対象として、「資源管理・漁業収入安定対策」を導入し、基本的に全ての漁業者の参加を目標として全国的に推進しています。</p> <p>なお、資源管理の基礎となる水産資源の動向や水準については、(独)水産総合研究センターが、関係都道府県や大学等の参画を得つつ科学的評価を実施しています。我が国周辺水域の主要魚種に関するTACの数量については、かかる科学的評価の結果を踏まえ、幅広い関係者の意見を受け付けて決定しています。</p>
該当法令等	水産基本法、漁業法、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等
措置の分類	①～④：現行制度下で対応可能、⑤：検討に着手、⑥：現行制度下で対応可能、対応不可能 ⑦、⑧：現行制度下で対応可能
措置の概要	①について、制度の現状に記したとおり、水産資源を回復させ、持続的に利用できる資源にするというご提案の趣旨については水産基本法及び同法に基づく水産基本計画、更には漁業法などの関連法制度の適切な運用の下で対応可能と考えますが、具体的に言及のあった点については以下のとおり対応することとしています。「自国内の水産資源は国民もしくは国の共有財産である」として法的に位置づけについては、水産基本計画において我が国の排他的経済水域内の水産資源は国民共通の財産であるとの理念の下、漁業法や海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等に基づき、水産資源の管理をしているところです。

提案事項に対する所管省庁の回答

- ②について、水産資源の動向や水準などの関係情報については、公開での説明会やホームページ、水産白書を通じて毎年広く国民に開示しています。
- ③について、「生産、流通、加工、消費、NGOなど全てのステークホルダーが水産資源の管理に関与するシステムを構築」については、誰でも参加可能な公開の意見交換会や、ホームページを通じたパブリックコメントを実施することにより幅広い関係者の意見を受け付けるとともに、水産政策審議会の意見を聴いて決定されています。
- ④について、「持続的な資源利用のための基本管理ビジョン」については、5年毎に策定される水産基本計画において資源管理の強化に向けた基本的な方針を示すとともに、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づき、主要な水産資源の保存及び管理に関する基本方針である国の基本計画及び都道府県計画を資源状況や関係者の意見を踏まえつつ毎年見直しています。更に、平成23年からは、資源管理・収入安定対策の下においても国及び都道府県が毎年見直す資源管理指針において、魚種・漁業種ごとの具体的管理方針を示し、同指針に基づき、漁業者が自主的に取り組む資源管理計画を作成し、資源管理に取り組んでいます。
- ⑤について、「TAC魚種の拡大」については、平成24年3月策定の水産基本計画において、引き続き検討するとしており、水産政策審議会において、採捕量及び消費量が多く、国民生活上又は漁業上重要な海洋生物資源であるカタクチイワシ及びブリ等についてご議論をいただいています。現時点において新たな魚種を追加すべきとの結論は得られておりませんが、今後とも、水産政策審議会及び広域漁業調整委員会等の場において、我が国周辺水域における主要な水産資源について資源や漁業の状況を勘案しつつ、TAC魚種の拡大も含めた資源管理のあり方について継続的に議論を行う予定です。
- ⑥について、「IQ（個別漁獲割当）／ITQ（譲渡可能漁獲量個別割当）管理方式の導入」については、現在、ベニズワイガニ等3魚種について国がIQを実施しているほか、資源管理・収入安定対策の下、漁業団体が作成した資源管理計画に基づいてIQの活用が進められています。水産基本計画において、IQについては地域において実施体制が整った場合に利用を推進することとしており、IQ管理方式により資源管理効果の期待される魚種や漁業種類を対象に推進していくこととしています。なお、ITQについては、長年にわたり培われてきた操業慣行や操業秩序への影響や、漁獲枠の集中による小規模漁業の消滅や地域社会への甚大な影響などがあること等から、我が国において公的管理制度として一般的に導入することは現時点では適切ではないと考えています。
- ⑦について、「監視取締りの徹底・強化」については、我が国の排他的経済水域内の水産資源を適切に管理するため、水産庁における取締船の隻数を大幅に増加させる等、漁業取締体制の強化に取り組んでいます。また、大型漁船へのVMS（衛星船位測定送信機）設置の義務付け等により漁業取締りの効率化を図っています。
- ⑧について、「資源評価を行う公的な独立機関の設置」については、漁獲可能量の設定等のための資源評価に係る研究・調査業務の公平・公正な実施を確保するとの観点から、独立行政法人として、水産総合研究センターを設置しています。水産総合研究センターは、都道府県の試験研究機関との協力及び役割分担の下、大学等外部からの有識者からの参画を得つつ、科学的な資源評価を実施してきております。

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

番号：1

受付日：平成25年12月12日 | 所管省庁への検討要請日：平成26年1月27日 | 回答取りまとめ日：平成26年3月5日

提案事項	日本に代理人を有しない外国人が、在留資格認定証明書の交付を申請する際の規制を緩和していただきたい。
具体的内容	<p>外国企業が日本に拠点（子会社、支店又は駐在員事務所）を設立し、当該拠点の代表者又は従業員として本国から外国人を派遣するケースにおいて、在留資格認定証明書の取得に関する問題点が外国企業から度々指摘されている。</p> <p>出入国管理及び難民認定法施行規則では、地方入国管理局に在留資格認定証明書交付申請書及び写真、必要資料を提出する際、地方入国管理局長が相当と認めれば、「本邦にある外国人」又は代理人（当該外国人を受け入れようとする機関の職員等）は出頭することを要されず、この場合、代行の依頼を受けた弁護士又は行政書士等が提出を行うものとされている（出入国管理及び難民認定法施行規則第六条の二第四項）。</p> <p>日本において新規に設立される外国企業の拠点に代表者又は従業員として本国から派遣される外国人が、在留資格認定証明書（投資・経営、企業内転勤等）の交付を申請する際、当該拠点に雇用される日本人など申請の代理人となり得る者がいない場合は、弁護士又は行政書士等に地方入国管理局への申請書の提出代行を依頼していても、「本邦にある外国人」であることを満たすため、申請書提出時に日本に滞在していることを要されることがある。この場合、申請書を提出する時点で「本邦にある外国人」という状態にあるためだけに日本出張を余儀なくされるケースがあり、外国企業からは、無駄なプロセスとして改善を要望する声が度々寄せられている。</p> <p>このため、1. 在留資格認定証明書交付申請書及び写真、必要書類を地方入国管理局に提出するときに、地方入国管理局長が相当と認めれば、外国人は「本邦にある外国人」でなくとも出頭を要しないようにする、2. 弁護士又は行政書士等も代理人として在留資格認定証明書交付申請ができるようにする、等の措置をお願いしたい。</p>
提案主体	日本進出または日本進出を検討している複数の外国企業等

所管省庁：法務省

制度の現状	弁護士、行政書士等が在留資格認定証明書交付申請を取り次ぐに当たっては、申請人である外国人本人又は代理人が申請時点において我が国にいたることが必要です。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第七条の二 出入国管理及び難民認定法施行規則第六条の二、別表第三、別表第四
措置の分類	対応不可能
措置の概要	<p>在留資格認定証明書の申請に当たっては、人定事項の確認、申請意思の確認、事実関係の確認に遺漏なきを期すため、申請人（本人又は代理人）が、自ら出頭して申請することを必要としており、無関係の第三者の取り次ぎによる申請は認めておりません。</p> <p>もっとも、申請人が本邦にあって、取り次ぐ人の立場に照らし、人定確認事務等について特段の問題を生じないと思われる一定の場合には、出頭に代えて取次ぎを認めております。</p> <p>しかしながら、申請人が本邦に在ることを要しないとする時は、出頭に代わる担保措置が十分でなくなり円滑かつ的確な審査を行う上で極めて困難となるので、ご指摘のような改正をするには慎重な検討が必要と言わざるをえません。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：2

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：平成26年2月5日

所管省庁への検討要請日：平成26年3月5日

回答取りまとめ日：平成26年3月31日

提案事項	特定電気用品の適合性検査の国際規格代用許可のお願い
具体的内容	<p>特定電気用品の輸入での手続きの改善をぜひともご検討いただきたく、お願いいたします。</p> <p>問題となる内容ですが、特定電気用品、または、特定電気用品の組み込まれた製品を輸入販売する場合、日本国内で菱形のPSEとなり試験機関に技術適合性の検査の依頼をしなければならないこととなります。</p> <p>この費用が高額で、大量に輸入する場合はいいのですが、特殊な用途の場合、輸入する数量が少ないので菱形PSEが取れなくて、輸入を残念することがあります。特殊用途、数量が少ないのは、研究などに使われる近未来的は技術の場合が多く、わが国の技術発展を阻害しかねない状態にもなります。</p> <p>米・欧州などの先端技術の開発関係機器など国際規格CSA、ULはもちろん取得できているものです。今までのPSEが国際規格からかけ離れていたためか、取得されていません。このような機器が輸入できずにいるような状態です。</p> <p>国際規格を取得している場合、現状の菱形PSEの検査を一部免除するなどして必要な費用の改善は、できないものでしょうか？</p> <p>米・欧州からの輸入品限定での特例でもかまいません。登録制でもいいですので、何らかの対策をお願いします。</p>
提案主体	個人
	所管省庁：経済産業省
制度の現状	<p>電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下「法」という。）は、電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品の製造又は輸入の事業を行う者に対して、法第8条第1項で電気用品の技術基準適合義務を規定しています。</p> <p>また、当該電気用品が特定電気用品である場合は、法第9条第一項の規定に基づき、さらに登録検査機関による適合性検査を受けること等を義務付けています。</p> <p>なお、法第8条第一項に規定する技術基準は、電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号）に定められており、その基準を満足する具体的な仕様規定の一例として、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）」を定めています。</p> <p>国際規格に関しては、解釈別表第12において、国際規格をベースにし、我が国の配電事情を踏まえて一部修正を加えているJIS等公的規格を「整合規格」として取り入れています。</p>
該当法令等	<p>電気用品安全法第8条第1項</p> <p>電気用品安全法第9条第1項</p> <p>電気用品の技術上の基準を定める省令</p>
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、原則として技術基準適合義務が課されていますが、法第8条第1項第2号において、新製品開発等を目的として試験的に製造又は輸入する場合には技術基準適合義務が免除される旨を規定しており、法第8条第1項第2号に該当する場合は、法第9条第1項に定める特定電気用品の登録検査機関による適合性検査が免除されます。</p> <p>上記の例外規定に該当しない場合は、法第8条第1項に定める技術基準に適合させる必要がありますが、解釈別表第12に規定する基準は、我が国の配電事情等を踏まえ、国際規格と一部異なるため、国際規格を取得していたとしても、法が要求する技術基準への適合を確認する必要があります。当該製品が特定電気用品である場合は、販売前までに適合性検査を受ける必要があります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

番号：3

受付日：平成25年9月30日	所管省庁への検討要請日：平成25年11月1日	回答取りまとめ日：平成26年3月31日
----------------	------------------------	---------------------

提案事項	シードロットシステムおよびワクチンの国家検定の見直し
具体的内容	<p>①シードロットシステムに含めるべき適用資格要件は、国際的に認められた要件に沿ったものにすべきであり、日本独自の新たな要件を追加すべきではない。</p> <p>②不活化ワクチンに関する、小分け製品を用いた不活化試験要件は廃止すべきである。</p> <p>③イヌとネコに関するワクチンの異常毒性試験要件を廃止すべき。</p> <p>④組み換えワクチンもシードロットシステムに含める資格を与えられるべき。</p> <p>【提案理由】</p> <p>シードロットシステム導入のおかげで一部の動物用ワクチンは出荷前国家検定を必要としないが、一部の欧州製ワクチンは国際的に認められたシードロットシステムには存在しない製造工程試験等の独自の付加的な試験要件のため、このようなメリットを享受できない。また、ワクチンの小分け製品についての不活化試験を輸入不活化ワクチンについてのみ義務付けており、非関税障壁となっている。イヌとネコに関するワクチンの安全性は対象動物で試験されるにもかかわらず、実験動物を用いた異常毒性試験が義務付けられており、動物福祉面で課題である。</p>
提案主体	民間団体

	所管省庁：農林水産省
制度の現状	<p>①EUの動物用ワクチンがヨーロッパ薬局方に適合している必要があることと同様に、日本においてシードロット製剤として承認されるためには、ワクチン製造用微生物は、日本の動物用生物学的製剤基準のシードロット規格に適合している必要があります。</p> <p>②不活化が不十分のワクチン製造用微生物に起因する感染症のまん延を未然に防ぐため、国家検定においては、ワクチン製造用微生物の不活化を、製造工程中の検体若しくは小分製品のいずれかを用いて確認しています。輸入ワクチンについては製造工程中の検体を検査することが出来ないため、小分製品を用いて不活化を確認しています。</p> <p>③国内で使用される動物用ワクチンについては、国内製造品、輸入品ともに製品の有効性及び安全性を確認するために国家検定を行っており、異常毒性試験については安全性を確認するために必要な試験として行っています。</p> <p>④日本では動物用ワクチンについて平成20年からシードロットシステムを導入しました。まずはワクチンの大半を占める組換えワクチン等以外のワクチンをシードロットシステムの対象とすべく、薬事法令の改正を行っています。</p>
該当法令等	薬事法（昭和35年法律第145号）第14条、第42条、第43条、第83条 動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）
措置の分類	①～③について、対応不可能 ④について、検討に着手
措置の概要	<p>①日本の動物用生物学的製剤基準のシードロット規格は、国内で動物用ワクチンの品質・有効性・安全性を確保してきた実績のある日本の動物用ワクチンの規格を踏まえ、シードロットシステムが先行していた米国及びEUの規制を参考に設定されたものです。本規格は、3年間の検討期間をかけて欧米系のワクチンメーカーを含む産官学で検討した上で、国家検定を軽減することを前提に日本の動物用ワクチンの品質・有効性・安全性を確保するための最小限必要な規格として設定されたものであり、現在のところ、見直すことは困難です。</p> <p>②不活化ワクチンの不活化試験は、ワクチンに起因する感染症のまん延を防ぐために必要な措置であり、小分製品を用いる方法以外の方法が実施困難であるため、国家検定では引き続き、小分製品を用いた不活化試験を実施しているものであり、見直すことは困難です。</p> <p>③ワクチンの安全性を確認するため、異常毒性試験は必要な検査であり、現在のところ見直すことは困難です。</p> <p>④現在、組換えワクチンについてもシードロットシステムの対象とするよう検討を進めております。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

番号：4

受付日：平成26年2月10日

所管省庁への検討要請日：平成26年3月18日

回答取りまとめ日：平成26年3月31日

提案事項	市販を前提とする暗号装置等の輸出等に係る許可不要化
具体的内容	<p>【先の回答に対する再提案内容】</p> <p>「公知の事実」ではないものの、販売計画書、販売契約書等の販売予定が確認できる書類によって、市販を「前提」としていることが確認できる場合は、市販暗号装置・プログラムと同様、規制から除外すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>2012年8月の政省令改正によって規制から除外された市販暗号装置については、①購入に際して何らの制限を受けず、店頭等において販売店の在庫から販売されるもの、②当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないもの、③当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの、に該当するかどうかを「貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限り」としている。これと同様に、市販前暗号装置等についても、市販を「前提」としていることを上記書類によって確認可能と考えられるため。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	暗号装置・プログラムについては、「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」第8条第九号等において、市販されるものについては、除外規定がもうけられております。
該当法令等	外国為替及び外国貿易法、他関係政省令等
措置の分類	対応不可能
措置の概要	前回回答のとおり、本件規定については、国際的な通常兵器等の輸出管理レジームであるワッセナー・アレンジメントにおいて合意された事項を規定しているものです。市販暗号装置については、①-③が「公知の事実」として確認できることにより、規制から除外されるという解釈で運用しております。市販開始前のものについては、何をもって、市販を「前提」としていると判断できるかが問題となります。開発の最終段階で、仕様が市販用として決まっても、実際に市販出来るかどうか、仕様の変更が全くないか等の保障はないと考えます。